

(仮称)滋賀県成長産業の振興に関する条例案 新旧対照表

修正前（令和7年10月15日特別委員会）	修正後
<p>滋賀県は、近畿、中部、北陸の3つの経済圏の結節点に位置する交通の利便性など恵まれた地理的条件を背景に、早くから製造業を中心とした国内屈指の「モノづくり県」として大きな発展を遂げてきた。</p> <p>しかしながら、近年は、産業用地の不足等が企業立地を進める上で課題となっている。他の都道府県が各地域の特性を生かして企業誘致を図っており、地域間競争が激化している中で、将来的に本県の経済が停滞しないよう、危機感を持って企業立地を進めていく必要がある。また、人口減少、産業構造の変化、革新的な技術の登場等により、本県の経済は転換点を迎えており、迅速かつ的確に時代の変化に適合していくことも求められる。</p> <p>このような状況下において、本県の産業競争力を高めるためには、分野を見定めながら産業の振興を図っていく必要があるが、とりわけ、半導体をはじめとする将来にわたり安定した需要が見込まれる成長産業については、関連企業の集積、_____就業の機会の増大、消費の拡大など地域経済の起爆剤となることが期待できることから、成長産業に力点を置いた企業立地の促進が必要となる。また、本県は、大学をはじめとする研究機関が集積しており研究開発において優位性を有しているため、その優位性を生かし先端的な技術等に関する研究開発を進めることにより、その成果が本県の成長産業の振興の大きな基盤となることが期待される。</p>	<p>滋賀県は、近畿、中部、北陸の3つの経済圏の結節点に位置する交通の利便性など恵まれた地理的条件を背景に、早くから製造業を中心とした国内屈指の「モノづくり県」として大きな発展を遂げてきた。</p> <p>しかしながら、近年は、産業用地の不足等が企業立地を進める上で課題となっている。他の都道府県が各地域の特性を生かして企業誘致を図っており、地域間競争が激化している中で、将来的に本県の経済が停滞しないよう、危機感を持って企業立地を進めていく必要がある。また、人口減少、産業構造の変化、革新的な技術の登場等により、本県の経済は転換点を迎えており、迅速かつ的確に時代の変化に適合していくことも求められる。</p> <p>このような状況下において、本県の産業競争力を高めるためには、分野を見定めながら産業の振興を図っていく必要があるが、とりわけ、半導体をはじめとする将来にわたり安定した需要が見込まれる成長産業については、関連企業の集積、<u>県内に所在する企業との連携</u>、就業の機会の増大、消費の拡大など地域経済の起爆剤となることが期待できることから、成長産業に力点を置いた企業立地の促進が必要となる。また、本県は、大学をはじめとする研究機関が集積しており研究開発において優位性を有しているため、その優位性を生かし先端的な技術等に関する研究開発を進めることにより、その成果が本県の成長産業の振興の大きな基盤となることが期待される。</p>

私たちは、一丸となって成長産業を振興することにより、地域経済を健全に発展させるとともに、県民生活を向上させることを決意し、滋賀県成長産業の振興に関する条例を制定する。

第1条～第11条 省略

(新設)

(財政上の措置)

第12条 省略

(新設)

付則 省略

私たちは、一丸となって成長産業を振興することにより、地域経済を健全に発展させるとともに、県民生活を向上させることを決意し、滋賀県成長産業の振興に関する条例を制定する。

第1条～第11条 省略

(推進体制の整備)

第12条 県は、成長産業の振興に関する施策を総合的に推進するため、
必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第13条 省略

(施策の実施状況の報告)

第14条 知事は、毎年度、成長産業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

付則 省略